

大河原町外 1 市 2 町保健医療組合告示第 3 2 号

大河原町外 1 市 2 町保健医療組合の任用，給与，勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし，人事行政における公正性及び透明性を確保するため，大河原町外 1 市 2 町保健医療組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき，大河原町外 1 市 2 町保健医療組合の平成 2 2 年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務に係る宮城県人事委員会からの報告について次のとおり公表する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

大河原町外 1 市 2 町保健医療組合 管理者 齋 清 志

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の任免

退職者数（平成 2 2 年度）

区 分	退 職 者 数
一般行政職	3 人
医 師	7 人
医療技術職	3 人
看 護 職	2 7 人
技能単労職	0 人
合 計	4 0 人

採用者数（平成 2 2 年度）

区 分	採 用 者 数
一般行政職	4 人
医 師	1 3 人
医療技術職	9 人
看 護 職	2 7 人
技能単労職	0 人
合 計	5 3 人

職員数

条例定数及び職員数（平成 2 3 年 4 月 1 日現在）

区 分	定 数	職 員 数
みやぎ県南中核病院	-	4 0 3 人
附属村田診療所	-	6 人
訪問看護ステーション	-	4 人
合 計	4 5 0 人	4 1 3 人

2 職員の給与の状況

人件費の状況

病院事業会計（附属村田診療所事業及び訪問看護ステーション事業を含む）

区 分	歳入総額 A （総収益）	歳出総額 B （総費用）	純 損 失 A - B	人 件 費 C	人 件 費 率 C/B
平成 22 年度	千円 7,533,253	千円 7,847,220	千円 313,967	千円 3,418,519	% 43.6

（注）1. 上記の金額は，消費税抜きの金額です。

2. 人件費とは，一般職に支給される給与，共済負担金，退職手当負担金，災害補償等をいいます。

職員給与費の状況

病院事業会計の予算（附属村田診療所事業及び訪問看護ステーション事業を含む）

区 分	職員数 A	給 与 費			一人あたり 給与費（B/A）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
平成 22 年度	人 410	千円 1,392,626	千円 731,204	千円 527,149 2,650,979	千円 6,466

（注） 職員手当には，退職手当を含みません。 給与費は当初予算に計上された額です。

職員の平均給料月額，平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 2 3 年 4 月 1 日現在）

区 分	大河原町外 1 市 2 町保健医療組合	
一般行政職	平均給料月額	290,600 円
	平均給与月額	345,041 円
	平 均 年 齢	40 歳 2 月
医 師	平均給料月額	479,600 円
	平均給与月額	1,295,568 円
	平 均 年 齢	45 歳 11 月
医療技術職	平均給料月額	249,100 円
	平均給与月額	299,393 円
	平 均 年 齢	34 歳 4 月
看 護 職	平均給料月額	261,900 円
	平均給与月額	319,288 円
	平 均 年 齢	35 歳 6 月
技能単労職	平均給料月額	322,600 円
	平均給与月額	328,600 円
	平 均 年 齢	57 歳 6 月

（注）平均給与月額は平均給料月額に扶養手当，通勤手当，住居手当，管理職手当，時間外勤務手当，特殊勤務手当等を含んだものです。

職員の初任給の状況（平成 2 3 年 4 月 1 日現在）

区 分	大 河 原 町 外 1 市 2 町 保 健 医 療 組 合	国
		法定初任給
一般行政職	高 校 卒	140,100 円
	大 学 卒	172,200 円
医 師	大 学 卒	237,700 円
医療技術職	高 校 卒	140,300 円
	短大 2 卒	156,000 円
	短大 3 卒	167,000 円
	大 学 卒	178,200 円
看 護 職	短大 2 卒	180,500 円
	短大 3 卒	188,900 円
	大 学 卒	201,100 円
技能単労職	高 校 卒	137,200 円

期末手当・勤勉手当の状況

大 河 原 町 外 1 市 2 町 保 健 医 療 組 合			国		
（平成 2 2 年度支給割合）			（平成 2 2 年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6 月期	1.25 月分	0.70 月分	6 月期	1.25 月分	0.70 月分
1 2 月期	1.35 月分	0.65 月分	1 2 月期	1.35 月分	0.65 月分
計	2.60 月分	1.35 月分	計	2.60 月分	1.35 月分
（加算措置の状況）			（加算措置）		
職務上の段階，職務の級等による加算措置			職制上の段階，職務の級等による加算措置		

退職手当の状況（平成23年4月1日現在）

大河原町外1市2町保健医療組合			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の 加算措置	定年早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の 加算措置	定年早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たりの 平均支給額	833千円	22,017千円	1人当たりの 平均支給額	-千円	-千円

（注） 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全種類に係る職員に支給された平均額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間

1日当たり7時間45分

（休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分）

その他の勤務条件

休日

日曜日及び土曜日は、一般的には勤務を要しない日である。また、次に掲げる日には、特に勤務を命ぜられない限り勤務する必要はない。

(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

休暇

区 分	取 得 状 況
年 次 有 給 休 暇	平成22年の1人当たり平均取得日数 7.51日
病 気 休 暇	37人
特 別 休 暇	結婚（7日以内）、出産（前後各8週間）、育児時間（1日1時間）、親族の葬祭（1～7日）、夏季休暇（5日以内）他
介 護 休 暇	0人
育児休業及び部分休業	15人

4 職員の分限及び懲戒の状況

分限処分

平成22年度 なし

懲戒処分

平成22年度 なし

5 職員の服務の状況

服務制度の概要等

地方公務員法（昭和25年法律261号。以下「法」という。）第30条では、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められている。

服務の具体的内容	法の規定
服務の宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条

秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、管理者が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがある。

綱紀の保持

職員は地域住民全体の奉仕者であって、その職務は地域住民から負託された公務であることから、公務員としての綱紀の保持については、常日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っている。

6 職員の研修及び勤務成績の評定状況

職員の研修（平成22年度）

区 分	研 修 名	受講者数
みやぎ県南中核病院 職員研修（教育研修 委員会主催）	新規採用者研修会	40人
	女性被害セミナー	50人
	血液センターによる講演	37人
	NST勉強会「栄養アセスメントと手技」	62人
	人事評価説明会	137人
	医療安全対策員の活動報告	47人
	NST勉強会「急性腎不全患者の栄養管理」	43人
	人事評価説明会	95人
	ヒューマンエラー対策	111人
	NST勉強会「褥瘡の基礎知識」	50人
	中央材料室の役割	41人
	講演「接遇について」	58人
	第1回クリティカルパス大会	85人
	危険薬について	102人
	特別講演会「インクレチン、基礎から臨床へ」	39人
	メンタルヘルスケア講習会「新社会人向け」	14人
	講演「肺血栓塞栓予防対策について、弾性ストッキングについて」	73人
	メンタルヘルスケア講習会「管理職向け」	22人
	NST勉強会	47人
	特別講演会「防ぎえる外傷死の回避と致命的外傷の救命について」	87人
	NST勉強会	61人
	仙南EMERGO大規模災害シュミレーション	100人
	蒲生副院長特別講演	89人
	NST勉強会「咀嚼・嚥下障害のケア」	56人
	病院機能評価結果報告会	35人
	講演会「認知症高齢者の介護、転倒予防について」	36人
	NST勉強会「術前化学療法を施行する胃癌患者の栄養管理」	95人
	情報セキュリティ研修	250人
	サービス委員会からの報告	32人
	NST勉強会「PEGについての質疑応答」	47人
医療安全対策「薬剤関連のインシデント」	41人	
医療安全対策「医療安全に対する各部署の取り組み」	53人	
NST勉強会「摂食・嚥下障害患者の栄養管理」	42人	

区 分	研 修 名	受講者数
	医師事務作業補助者の業務について	13人
	特別講演会「がん免疫栄養療法の最前線」	57人
	ヒューマンエラー対策	37人
	NST勉強会「摂取・嚥下障害患者の栄養管理」	23人
	感染対策「結核について」	103人

#### 職員の勤務成績の評定

管理者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評価の結果に応じた措置を講じなければならないとされている。

管理者においては、職員の個々の適正、能力、経験などを把握し、それに基づいた適材適所の人事配置や昇任を行うことにより、職員の意欲を引き出し、資質向上を図っている。

### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### 職員の福祉

##### 職員健診

区 分	受検者数
定期職員健康診断	456人
人間ドック	11人
脳ドック健診	5人

##### 共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、宮城県市町村職員共済組合において各種給付事業や福祉事業を行っている。

##### 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

#### 職員の利益保護

##### 措置要求制度

法第46条により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、任命権者より適当な措置が執られるべきことを要求することができる。とされている。

##### 不利益処分に関する不服申立て

法第49の2により職員は、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益な処分を受けたとき、公平委員会に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により不服申立てをすることができるとされている。

### 8 公平委員会の業務の状況に係る宮城県人事委員会からの報告

業務の状況について、特になし